

緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例) のお申込みに際して必要な書類等

◎下記、ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等 ※顔写真の無い書類、及びパスポートは2点確認をさせていただきます。
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	直近3ヶ月分の給与明細(最終月が減収となっていること)等、減収されたことを確認できるもの
③印鑑	実印と口座振替を希望する口座の銀行印の2点をご用意ください。
④住民票	世帯員全員記載、続柄が明記されていること。 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 <u>※マイナンバーは記載しないでください。</u>
⑤印鑑登録証明書	借受人となるかたのものがが必要です。
⑥銀行の通帳又はキャッシュカード	振込及び引落を希望する銀行口座の通帳又はキャッシュカード

※特別な理由で20万円の借入を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯員に新型コロナウイルス感染症罹患者がいる場合 ⇒新型コロナウイルスの検査結果 ○世帯員に要介護者がいるとき ⇒要介護者の介護保険者被保険者証 ○臨時休業となった小学校等へ通う子がいる場合 ⇒特に必要ありません ○世帯員に収入減収した個人事業主等がいる場合 ⇒個人事業主等が収入減収したことがわかる書類
-----------------------	--

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求められる場合がございます。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。
審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。
また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

大阪市淀川区社会福祉協議会

住所：淀川区三国本町 2-14-3

電話：06-6394-2900(代)

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6762-9474